

## 茨城県家畜保健衛生業績発表会開催要領

### 1 目的

本県における家畜保健衛生所の事業・調査等における業績について発表・討議を行い、畜産の現況に即した家畜保健衛生事業等の改善向上に資することを目的とする。

### 2 主催

茨城県農林水産部畜産課

### 3 発表会の内容

- (1) 家畜保健衛生の事業，調査等における業績とし，次の2部に区分する。
  - ア 第1部 家畜保健衛生の企画推進に関する業務
  - イ 第2部 家畜保健衛生所における試験，調査成績
- (2) 特別講演を行う事ができるものとし，その内容は別に畜産課長が定める。

### 4 発表形式

- (1) 3の(1)の発表は，発表時間を，1題10分以内，質疑応答5分以内とし，液晶プロジェクターを用いて説明するものとする。
- (2) スライドは，国の全国家畜保健衛生業績発表会用スライド作成要領により作成するものとする。

### 5 助言者グループの設置

発表内容に関し助言及び指導を行うために，畜産課長，家畜保健衛生所長及び畜産課長が別に指名する学識経験者からなる助言者グループを設置する。

### 6 関東甲信越ブロック家畜保健衛生業績発表会への推薦

- (1) 畜産課長は，助言者グループから審査員長及び審査員を選任するものとする。
- (2) 審査員は，発表内容を審査し，発表のあった演題のうち第1部及び第2部からそれぞれ1題以上，計3題を選出し，関東甲信越ブロック家畜保健衛生業績発表会に推薦する。

## 7 発表原稿の作成

- (1) 発表者は、抄録を国の家畜保健衛生業績抄録作成要領により作成し、畜産課家畜衛生・安全グループあて提出するものとする。ただし、著者名については全員分記載することとする。
- (2) 発表者は、必要に応じて全文原稿を茨城県家畜保健衛生業績発表原稿作成要領により作成するものとする。

## 8 その他

- (1) 事実の誤認が認められる場合、または、国及び農業者との関係を損なう恐れのあるときは、助言者グループの助言を得て発表から除外することがある。
- (2) この要領に定めのないことについては、必要に応じて、畜産課長が別に定めるものとする。